

労働者派遣法に基づく情報公開

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」が改正され

第23条5項の定めにより、以下の内容についての情報提供が義務付けられました。

- ① 派遣労働者の数（1日平均）
- ② 派遣の役務の提供を受けた者の数：派遣先の数（事業年度あたりの事業数）
- ③ 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合

$$\text{マージン率} = \frac{(\text{労働者派遣に関する料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額})}{(\text{労働者派遣に関する料金の平均額})}$$

- ④ 教育訓練に関する事項
- ⑤ 労働者派遣に関する料金の平均額（8時間あたりの派遣料金の平均の額です）
- ⑥ 派遣労働者の賃金の平均額（8時間あたりの賃金額です）
- ⑦ その他参考と認められる事項
- ⑧ 雇用安定措置を講じた人数
- ⑨ 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

派遣労働者の数(1日平均)	54人
派遣先事業所数	2事業所
マージン率	38.3% ※弊社が負担する法定福利費、福利厚生費、事業経費等を含む
教育訓練に関する事項	<p>派遣就業開始に伴い、安全衛生教育、作業手順教育を実施致します。</p> <p>担当される作業に応じて、フォークリフト、玉掛け等の資格取得等のスキルアップの為の講座を無償、有給で受講いただけます。</p> <p>派遣先連絡所に設置されているパソコンにて、エクセル、ワード等の基礎的な操作方法を教育ソフトを使用して随時受講できます。</p> <p>希望される方には無償でビジネスマナー研修を受講いただけます。</p>
派遣料金(8H平均)	19,067円
派遣労働者の賃金(8H平均)	11,760円
その他参考と認められる事項	<p>派遣スタッフとして就労いただく方には、労働保険、社会保険にご加入いただきます。(雇用条件によっては加入できない場合があります。)</p> <p>産前産後休暇、育児休暇、介護休暇等の制度も用意しております。【無給】(対象条件はご確認下さい)</p> <p>健やかに就業いただくため、一定の基準を満たした方に年1回若しくは2回の定期健康診断、ストレスチェックを受診して戴きます。</p>
雇用安定措置を講じた人数	0人
派遣労働者の待遇の決定に係る 労使協定を締結しているか否か	労使協定を締結している
労使協定の対象となる 派遣労働者の範囲	全ての派遣労働者
労使協定の有効期間の終期	令和8年3月31日

- 事業所の名称 吉岡産業株式会社
- 事業所の所在地 大阪市東成区神路1丁目14番19-403
- 事業所の電話番号 06-6976-0900
- 労働者派遣事業許可番号 派27-010403
- 派遣元責任者 渡邊 勇一郎、松本 健一
- キャリアコンサルティング窓口 渡邊 勇一郎、松本 健一、神野 俊和(特定社会保険労務士)